熊本県公報

第１３３５６号
令和６年(2024年)
８月13日(火)
(毎週 火・金発行)

目　次

告　　示
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定……（障がい者支援課）　1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定……（　〃　）　1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定……（　〃　）　2
○特定養殖共済に係る加入区の一部改正……（団体支援課）　2
○指定居宅サービス事業者の指定……（高齢者支援課）　2
○指定介護予防サービス事業者の指定……（　〃　）　2
公　　告
○（仮称）都市高速鉄道阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備事業環境影響評価方法書の縦覧及び説明会の開催……（都市計画課）　3
○県営土地改良事業計画の変更……（農村計画課）　4
登　載　依　頼
○令和６年度（２０２４年度）第１回熊本県行政文書等管理委員会の開催……（行政文書等管理委員会）　4
○令和６年度（２０２４年度）第７回熊本県いじめ防止対策審議会（答申）の開催……（いじめ防止対策審議会）　4

告　　示

熊本県告示第７３１号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第２９条第１項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第５１条の規定により公示する。

令和６年（２０２４年）８月１３日

熊本県知事　木　村　敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
就労継続支援Ａ型Ｂ型事業所　ふれあいワーク山江 球磨郡山江村大字山田丁字庚申２６１７番地	球磨福祉サービス合同会社 人吉市城本町４７０番地５ 羽月　貴満	就労継続支援Ｂ型	令和６年（２０２４年）８月１日

熊本県告示第７３２号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第２９条第１項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第５１条の規定により公示する。

令和６年（２０２４年）８月１３日

熊本県知事　木　村　敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
障がい者支援センターアップ 天草市南新町１３番地１	合同会社スリーアップ 天草市南新町１３番地１８	就労継続支援Ｂ型	令和６年（２０２４年）８月１日

8	村田　敬造		

熊本県告示第７３３号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第２９条第１項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第５１条の規定により公示する。

令和６年（２０２４年）８月１３日

熊本県知事　木　村　敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
作業所ノア 山鹿市方保田１２８５	株式会社山鹿伸悦 山鹿市方保田１２８５ 荒木　伸一郎	就労継続支援Ｂ型	令和６年（２０２４年）８月１日

熊本県告示第７３４号

昭和６３年（１９８８年）１０月３日熊本県告示第７０４号の４（のり特定養殖共済にかかる加入区の新設）の一部を次のように改正する。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が告示の日以降である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が告示の日の前日以前である共済契約については、なお従前の例による。

令和６年（２０２４年）８月１３日

熊本県知事　木　村　敬

「

有明海のり特定第１７号	網田漁業協同組合の地区	のり養殖業（網ひびを使用して行うものに限る。）
不知火海のり特定第１号	三角町漁業協同組合の地区のうち郡浦及び大岳の地区	のり養殖業（網ひびを使用して行うものに限る。）

」

を

「

有明海のり特定第１７号及び不知火海のり特定第１号	網田漁業協同組合の地区並びに三角町漁業協同組合の地区のうち郡浦及び大岳の地区	のり養殖業（網ひびを使用して行うものに限る。）

」

に改める。

熊本県告示第７３５号

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第４１条第１項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第７８条の規定により公示する。

令和６年（２０２４年）８月１３日

熊本県知事　木　村　敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ＲＥＲＯＴＴＯ	けいず訪問看護ステーション合志	合志市須屋７０６－２　ラポールシバタⅡ１０１号	令和６年（２０２４年）８月５日	訪問看護

熊本県告示第７３６号

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第５３条第１項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第１１５条の１０の規定により公示する。

令和６年（２０２４年）８月１３日

熊本県知事　木　村　敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ＲＥＲ	けいず訪問看護	合志市須屋７０	令和６年	介護予防訪問

ＯＴＴＯ	ステーション合志	６－２　ラポールシバタⅡ１０１号	（２０２４年）８月５日	看護

公　　告

熊本県公告４９６号

熊本県環境影響評価条例施行規則（平成１２年熊本県規則第５６号。以下「規則」という。）第５０条の規定により読み替えて適用される熊本県環境影響評価条例（平成１２年熊本県条例第６１号。以下「条例」という。）第５条第１項の規定により作成した環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）について、規則第５０条の規定により読み替えて適用される条例第７条の規定により、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

また、規則第５０条の規定により読み替えて適用される条例第７条の２第１項の規定により開催する方法書の記載事項を周知するための説明会について、同条第２項の規定により、次のとおり公告する。

令和６年（２０２４年）８月１３日

熊本県知事　木　村　敬

１　都市計画決定権者の名称
熊本県
熊本県知事　木村　敬
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号

２　事業予定者の氏名及び住所
熊本県
熊本県知事　木村　敬
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号

３　都市計画対象事業の名称、種類及び規模
(1)　名称
（仮称）都市高速鉄道阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備事業
(2)　種類
鉄道の建設及び改良の事業
(3)　規模
延長　約６．８ｋｍ

４　都市計画対象事業が実施されるべき区域
菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡西原村及び上益城郡益城町

５　規則第５０条の規定により読み替えて適用される条例第６条に規定する地域
菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡西原村及び上益城郡益城町

６　方法書の縦覧の場所、期間及び時間
(1)　場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課、大津町総務部総合政策課、菊陽町住民生活部環境生活課、西原村企画商工課及び益城町住民課
(2)　期間
令和６年（２０２４年）８月１３日から令和６年（２０２４年）９月１２日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
(3)　時間
午前８時３０分から午後５時１５分まで
(4)　インターネットによる公表
インターネットによる公表については、熊本県のホームページに掲載する。
熊本県ホームページ（https://www.pref.kumamoto.jp/）

７　意見書の提出
方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、次の（１）から（４）までの記載に従って、都市計画決定権者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。
(1)　意見書の提出期限
令和６年（２０２４年）９月２６日まで（当日消印有効）
(2)　意見書の提出先
熊本県土木部道路都市局都市計画課
〒８６２－８５７０　熊本県熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
ＦＡＸ　　０９６－３８７－１１５２
メールアドレス　　toshikeikaku@pref.kumamoto.lg.jp
(3)　提出方法
郵送、ＦＡＸ、電子メール又は持参
(4)　意見書の提出に必要な事項
意見書には次に掲げる事項を記載すること。
ア　意見書を提出しようとする者の住所、氏名及び連絡先（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、その名称、代表者の氏名及び連絡先）

イ　意見書の提出の対象である方法書の名称（「(仮称）都市高速鉄道阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備事業環境影響評価方法書」）
ウ　方法書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由（日本語により記載すること。）
８　説明会の開催を予定する日時及び場所
(1)　令和６年（２０２４年）８月２０日（火）午後７時から　大津町文化ホール
(2)　令和６年（２０２４年）８月２１日（水）午後７時から　菊陽町戸次公民館
(3)　令和６年（２０２４年）８月２２日（木）午後７時から　西原村山河の館
(4)　令和６年（２０２４年）８月２３日（金）午後７時から　益城町情報交流センターミナテラス

熊本県公告第４９７号

土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第８８条第１項の規定により、県営第二多良木地区土地改良事業（農業用用排水施設）の計画を変更したので、同条第６項において準用する同法第８７条第５項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して１５日以内に審査請求をすることができる。

令和６年（２０２４年）８月１３日

熊本県知事　木　村　敬

１　縦覧に供する書類の名称
変更後の県営第二多良木地区土地改良事業（農業用用排水施設）計画書の写し
２　縦覧期間
令和６年（２０２４年）８月１４日から令和６年（２０２４年）９月１０日まで
３　縦覧場所
多良木町役場

登載依頼

熊本県行政文書等管理委員会公告第１号

令和６年度（２０２４年度）第１回熊本県行政文書等管理委員会を次のとおり開催する。

令和６年（２０２４年）８月１３日

行政文書等管理委員会会長　澤　田　道　夫

１　開催日時
令和６年（２０２４年）８月２１日（水）
午前１０時から（１時間３０分程度）
２　開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
熊本県庁行政棟本館９階　行政不服審査会室
委員はオンラインによる参加のため会場は事務局のみ
３　議題
(1)　熊本県行政文書管理規程の改正に関する諮問
(2)　熊本県公安委員会行政文書管理規則の一部改正に関する諮問
４　傍聴者の定員
５人
５　傍聴手続
(1)　傍聴希望者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2)　会議の傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の３０分前から行い、傍聴者の定員を満たした時点又は会議開催予定時刻になった時点で終了する。
(3)　傍聴者の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点ですでに定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
６　問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
熊本県総務部総務私学局県政情報文書課（電話０９６－３３３－２０６１）

熊本県いじめ防止対策審議会公告第７号

令和６年度（２０２４年度）第７回熊本県いじめ防止対策審議会（答申）を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおりです。

令和６年（２０２４年）８月１３日

熊本県いじめ防止対策審議会会長　八ツ塚　一郎

１　開催日時

令和６年（２０２４年）８月２１日（水）
午後１時３０分から午後１時４０分まで
２　開催場所
熊本市中央区水前寺公園２８－５１
ホテル熊本テルサ　さくら
３　議題
熊本工業高等学校１年生徒自死事案に関する調査について答申
４　傍聴者の定員
１０人
５　傍聴手続
（１）傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会議場において、審議会事務局に申し出た上で、会議の会場に入ることができる。
（２）傍聴希望者が、１０人を超える場合は、会議開始１０分前に受付を終了し、抽選を行う。
６　その他
（１）答申は、公開で実施する。
（２）答申後、記者説明を同室において、午後２時から午後２時３０分まで実施する。
７　問合せ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
熊本県教育庁県立学校教育局学校安全・安心推進課いじめ防止推進班
（電話０９６－３３３－２７２０）